

池田市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物		特定工程	特定工程後の工程
(1) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物 (2) 用途及び規模		◆基礎工事（※1） 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（※2）については、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（※2）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
用途	規模	◆建方工事（※3） （1. 木造） 屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅、寄宿舎又は下宿	確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの	（2. 鉄筋コンクリート造） 2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事	2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
上記に掲げる建築物以外の建築物	確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの	（3. 鉄骨造） 2階の床版の取付け工事（平家については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
		（4. 鉄骨鉄筋コンクリート造） 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
		（5. その他の構造） 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
		（6. 前5項のうち2以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）	左記（6）に掲げる工事に係る構造に対応する（1）から（5）までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

（※1） 基礎の配筋工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※2） 法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

（※3） 工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

適用除外 ・法第85条の適用を受ける建築物

・確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分とする。